

ゆけむり医療ネット 別府市医師会地域医療連携システム利用者規定

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この規定は、別府市医師会（以下、「医師会」とする）が設置するゆけむり医療ネット別府市医師会地域医療連携システム(以下「システム」という)に必要な事項を定め、医療倫理の原則に基づき患者の診療情報を適正に利用することを目的とする。

(利用者)

第 2 条 利用者とは医師会会員（以下、「会員」とする）及び別府市薬剤師会（以下、「薬剤師会」）に所属する薬剤師会員（以下、「会員（薬）」とする）のうち本規定に定めるID番号、パスワード等(以下「ID番号等」という)の登録を完了したシステム参加者のことをいう。また、医師会が特別に指名したシステム管理者（以下、「管理者」とする）、及び各病院・薬局代表者（以下、代表者とする）が特別に認めた病診連携室責任者（以下、連携室とする）及び勤務する医師・薬剤師・看護師・保健師・助産師・准看護師・管理栄養士・栄養士も同等の扱いとする。

(利用者の責務)

第 3 条 利用者が、システムを利用するに際しては、著作権法(昭和45年法律第48号)及び個人情報保護法、個人情報保護条例などを遵守しなければならない。

- 2 利用者は、規定に定める目的以外にその情報を利用してはならない。
- 3 利用者は、システムを通じて入手した診療情報については、適正な利用に努めるとともに、診療および説明目的での利用、閲覧以外は撮影・複製・公開・提供してはならない。
- 4 システム上の情報の取扱いについては医療情報システムネットワーク委員会（以下、「委員会」とする）が別に細則を定めるものとする。
- 5 利用者は、情報セキュリティに十分注意し、ID番号等を当該医療機関職員などを含め利用者本人以外の者に利用させてはならない。
- 6 利用者はシステムに接続する端末には、セキュリティを維持するために医師会が提供するウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。

第2章 システムの利用

(利用者資格等)

第 4 条 システムを利用できる者は第2条に定める利用者資格を持つもののみとする。

- 2 システム利用を希望する者は、委員会が定める細則に基づき、所定の講習を受講しなければならない。
- 3 別府市医師会長（以下、「医師会長」とする）は前項の規定による受講が終了し、適切と認めるときは、すみやかにID番号等および受講修了証を発行するものとする。
- 4 前項の規定により受講修了証を交付したときは、当該利用者に係る各ID番号等をシステムのみに登録するものとする。また、他のシステムには利用してはならない。
- 5 ID番号等の発行手続きは、別府市医師会事務局（以下、「事務局」とする）にて受け付け、アクセスするための設定は各々の基幹病院のあらかじめ定められた連携室にて行うものとする。

- 6 システムの利用者で、接続を行う端末やその接続環境に変更を生じたものは、直ちにその旨を事務局に届け出なければならない。

(システムの利用形態)

- 第 5 条 システムの利用者は、機器を備えたシステム端末を用いアクセスを行い、情報発信・受信を行うものとする。
- 2 システムを利用するコンピューター端末には、ウイルス対策ソフトがインストールされていることを条件とし、常に最新のウイルス定義に更新されていることを条件とする。
 - 3 ID番号等の利用は交付を受けた本人のみが利用するものとし、職員などの代理のものなど本人以外には使用させてはならない。ただし、代表者が特別に認めた連携室が利用する場合はこの限りではない。

(利用できる機能)

- 第 6 条 システムで利用できる機能は、次のとおりとする。
- 同意を得た患者の診療録並びに検査・薬剤情報などの診療情報を開示出来るシステムを備えている基幹病院より診療情報を閲覧できる。ただし、診療情報の開示内容については基幹病院の任意によるものとする。
- 2 処方箋の電子化に向けた検討のための実証事業で整備した薬情報閲覧システムに蓄積された情報を閲覧できる。ただし、会員（薬）において閲覧できる情報は薬情報と付帯情報（アレルギー情報等）とする。

(利用時間)

- 第 7 条 システムの利用は、365 日常時可能とする。ただし、定期的な保守の場合は利用者に対してシステムを通じ、事前に通知をした上で運用を停止する。不定期に必要なとなった保守点検・修理の際は予告なく運用を停止するものとする。

(機能等の変更等)

- 第 8 条 システムの良好な運用を維持するために必要な際には、システムに関する機能又は利用時間の変更又は停止を行う。
- 2 前項の規定により変更又は停止するときは、利用者に対し事前にその旨をシステムを通じて連絡するものとする。
- ただし、緊急その他、医師会長が特に理由があると認めるときはこの限りでない。

第 3 章 ID番号、パスワードなど

(利用者の識別番号の種類)

- 第 9 条 利用者の識別番号は、次の 2 種類とする。
- 1 利用者 ID 会員または会員（薬）のうち代表者及び代表者が特別に認めた勤務する医師・薬剤師・看護師・保健師・助産師・准看護師・管理栄養士・栄養士
 - 2 管理者 ID 医師会が特別に指名した管理者に係わる識別番号

(ID番号等の管理等)

- 第 10 条 利用者は、ID番号等を適切に管理するとともに、当該 ID番号等の利用許可を受けた本人以外に利用させてはならない。
- ただし、「利用者 ID」については代表者が特別に認めた者が利用する場合はこの限りではない。

- 2 システムに登録されるパスワードは、あらかじめ定めた一定期間で更新するものとする。変更されない場合、または一定期間利用がない場合は、機能を一時停止するものとする。
- 3 ID番号等が前項の機能停止となった場合には、利用者マニュアルに定める手順で、利用再開を行うものとする。
- 4 登録医療機関の長は、所属するシステム利用者が本規定の利用者に該当しなくなったときは、その管理責任をもって、すみやかにID番号等の取り消しを申請しなければならない。
- 5 ID番号等については管理者が管理する。

第4章 機能の登録・削除

(独自の地域連携サーバ等の登録等)

- 第11条 ゆけむり医療ネット内に独自の地域連携サーバ等を開設しようとするものは、登録申請書を事務局に提出し、登録しなければならない。
- 2 前項の規定により申請書が提出された場合、事務局は委員会に報告し、当該申請書の記載内容を審査し、適切と認めたときは、これを承認する。

(通信内容の削除)

- 第12条 通信内容について次の各号に該当する場合、内容削除をするものとする。
- 1 通信内容に利用者相互の信頼関係を失墜させるおそれがあるとき。
 - 2 記載期限を経過した情報があるとき。
 - 3 法令等の各条項に違反したとき。
 - 4 同意した患者本人より削除の申し出があったとき

(ID番号等の取り消し)

- 第13条 利用者が次の事項のいずれかに該当したときは、ID番号等は取り消しをするものとする。
- 1 本規定の利用者に該当しなくなったとき。
 - 2 法令等の各条項に違反したとき。
 - 3 システム上の情報の取り扱いが不適切であり、指導・警告にもかかわらず改善が認められない場合。

第5章 その他

(医療情報システムネットワーク委員会)

- 第14条 この規定によるシステムの適正な運用を促進するため、別府市医師会内の委員会として医療情報システムネットワーク委員会（以下、委員会とする）を置く。
- 2 委員会は、医師会長が指名するものをもって組織する。
 - 3 委員会には委員長を委員の互選もって1名を置く。
 - 4 委員長は、必要に応じ委員会を招集する。
 - 5 委員会の事務は、医師会において処理する。
 - 6 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、医師会長が委員長に諮って定める

(掲載情報の取扱い)

- 第15条 医師会は、必要と認めた場合、システム上に掲載された著作権者の承諾を得て発行する冊子等に利用することができる。その場合において、著作権者が未成年者のときは、その保護者の同

意も得てから行うものとする。

(利用者規定の変更)

- 第16条 利用者規定の変更は委員会において取り扱い、出席した委員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、理事会の承認を得なければならない。
- 2 前項の規定によらず、会費等は、医師会理事会の議決を経て変更を行わなければならない。

(事務局)

- 第17条 この規定に定める事務手続き等に置いては事務局がその業務を行うものとする。

(その他必要事項)

- 第18条 この規定に定めるもののほか、必要な事項並びに違反行為については委員会が別に定め、審議し、必要に応じて医師会理事会で審議する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規定は、平成22年10月1日から施行する。

(一部改定)

- 平成25年12月1日 第2条、第6条、第9条1を一部改定、第6条2を追加
平成27年 3月1日 第2条、第9条1を一部改定
平成27年 5月1日 第2条、第9条1を一部改定